

(7) 報酬・料金等の課税状況

区 分	人員	支払金額	源泉徴収税額	
	人	千円	千円	
法第204条 該当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	67,202	7,736,118	803,522
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	111,402	55,002,874	5,743,219
	診療報酬	4,763	77,324,742	6,745,452
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	33,764	41,526,509	2,077,019
	芸能等についての出演等の報酬又は料金	3,008	1,828,169	190,829
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	15,728	9,798,124	548,112
	契約金・賞金	4,063	375,093	35,281
	小 計	239,930	193,591,629	16,143,434
法第203条 の2 該当	公 的 年 金 等	50,529	83,191,036	591,717
法第207条 該当	生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	108,986	42,876,858	181,452
法第174条 該当	馬 主 に 支 払 わ れ る 競 馬 の 賞 金 等	155	688,689	63,541
	計	399,600	320,348,212	16,980,143
	災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の	-	-	-

調査対象等： 平成16年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成17年4月30日までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料の合計表(報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書)」に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。